

○菊池市竜門ダム広場条例

令和5年10月3日

条例第22号

(設置)

第1条 竜門ダム周辺の優れた自然環境を活かしながら、憩いと安らぎの場として交流を創出し、地域活性化を推進することを目的として、菊池市竜門ダム広場(以下「広場」という。)を設置する。

(施設及び位置)

第2条 広場の施設及び位置は、次のとおりとする。

施設	位置
エントランス広場	菊池市班蛇口74番地等
交流促進センター	菊池市龍門910番地等

(事業)

第3条 広場は、第1条に掲げる設置目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設の維持管理及び利用に関すること。
- (2) 特産物の展示及び販売に関すること。
- (3) 観光情報の収集及び発信に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広場の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 市長は、前条各号に規定する事業を行うために、広場に必要な職員を置くことができる。

(休場日)

第5条 広場の休場日は、原則無休とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、休場日を設け、休場することができる。

(開場時間)

第6条 広場の開場時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、開場時間を変更することができる。

施設	開場時間
エントランス広場	午前10時から午後6時まで ただし、宿泊を伴う者は、午前11時から翌日の午前11時までとする。
交流促進センター	午前10時から午後6時まで ただし、和室(宿泊の場合)は、午前11時から翌日の午前11時までとする。

(使用の許可)

第7条 広場の施設及び附帯施設(以下「施設等」という。)を占有して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、広場の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。

- (1) 広場の設置目的に反するとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利用になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、広場の管理上支障があると認められるとき。

(利用権の譲渡の禁止)

第8条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第9条 利用者は、広場を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は広場の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料の納期限までに納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、広場への入場を拒否し、又は広場からの退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者
- (2) 感染症の疾患を有する者
- (3) 泥酔している者
- (4) その他市長が管理上支障があると認める者

(使用料)

第12条 利用者は、使用の許可を受けたときは、別表に規定する使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の許可を受けた際納付しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 広場の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を使用することができないとき。
- (3) その他市長が使用料を還付する必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物品を撤去しなければならない。第10条第1項の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、また同様とする。

- 2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者又は入場者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者又は入場者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、広場の管理を法人その他の団体であつて市長が指定した者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により広場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときはあらかじめ市長の承認を得て、広場の休場日を変更し、若しくは別に定め、又は開場時間を変更することができる。

- 3 第1項の規定により広場の管理を指定管理者に行わせる場合における第7条、第9条から第11条まで、第15条第2項及び前条の規定の適用については、これらの規定(第10条第2項を除く。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第2項の規定中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

- 4 第1項の規定により広場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が広場の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされ

た許可の申請とみなす。

- 5 第1項の規定により広場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は広場の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 広場の使用の許可に関する業務
- (3) 広場の施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 広場の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広場の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第19条 第12条の規定にかかわらず、第17条第1項の規定により、広場の管理を指定管理者に行わせるときは、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に、利用料金を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額若しくは免除し、又は還付することができる。

(その他)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第12条、第19条関係)

1 エントランス広場

区分		金額
宿泊キャンプ	大人(高校生以上)	2,000円

	子供(小学生以上)	1,000円
デイキャンプ	大人(高校生以上)	1,000円
	子供(小学生以上)	500円
電源サイト	1基	1,000円

2 交流促進センター

区分		金額
和室(冷暖房使用料を含む。)	1時間	500円
	宿泊(1部屋)	10,000円
電源サイト	1基	1,000円
シャワー(1基につき)	10分	200円
多目的交流スペース	1m ² 当たり1月	428円

3 持込み料金

区分		金額
テント	1張り	1,500円
タープ	1張り	1,500円

備考

- 1 1時間未満は1時間、10分未満は10分として計算する。
- 2 使用料の額は、別表に掲げる金額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。